

臨海副都心有明北地区における土地利用計画等の一部見直し

1 見直し趣旨

- 臨海副都心有明北地区のまちづくりについては、「臨海副都心まちづくり推進計画」、「臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン」及び「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン」に基づき、住宅を中心とした複合市街地として開発を進めてきた。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）において数多くの競技が実施されたことなど本地区を取り巻く状況変化を受け、「臨海副都心まちづくり推進計画」の一部について見直しを行う。

2 主な見直し内容

(1) 土地利用の一部見直し

有明北地区については、大会のレガシーをいかし、スポーツを核とした新たな価値や魅力を創造する持続可能なまちづくりを推進するため、土地利用方針及び土地利用計画を一部見直す。

① 土地利用方針

有明北地区の土地利用方針について、以下のとおり見直す。

■ 有明北地区

有明北地区の特性をいかし、「東京 2020 大会のレガシーをはじめとした多様な機能の集積により、魅力的なライフスタイルを楽しめる複合市街地」の形成を図るため、以下のような土地利用とする。

- 有明北 1 区域は、緑豊かな「旧防波堤」と海への眺望を活用した、うるおい豊かな居住機能やスポーツ・文化・交流機能の配置を基本とする。
- 有明北 1 区域の北側及び東側には、ウォーターフロントの景観をいかした公園や公共施設を配置する。臨海新交通「ゆりかもめ」の有明テニスの森駅周辺は、活気やにぎわいの創出を図るため、居住・商業・業務機能等を配置し、幹線道路沿いは、民間の創意をいかし、既存の物流機能等に加えて、居住・商業・業務機能等が

バランスよく複合する活力ある市街地を形成する。

- 有明北3区域西側は、地区住民の生活を支える生活利便施設の立地を図るとともに、文化・レクリエーション機能を誘導し、居住・商業・業務機能等が複合する市街地とする。
- 有明北3区域東側には、学校等が立地しており、今後も公共公益機能の立地する市街地として整備する。

② 土地利用計画

土地利用方針の見直しを踏まえ、有明北地区の一部区画について土地利用計画を別紙「土地利用計画図」のとおり見直す。

(2) 開発フレーム

① 面積 442ha（変更なし）

② 人口（単位：人）

現行			見直し後		
就業人口	居住人口	計	就業人口	居住人口	計
89,000	44,500	133,500	90,000	34,500	124,500